

(お知らせ)

令和5年12月20日
防 衛 省

防衛生産基盤強化法に基づく装備品安定製造等確保計画の認定について

防衛生産基盤強化法（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号））に基づき、装備品等の安定的な製造等の確保のために事業者が行う特定取組に関する計画（装備品安定製造等確保計画）について、本日、第1期の認定として、7件、計約17億円の計画を認定しましたのでお知らせします。

防衛省としましては、同法律による施策の一層の普及により、装備品等の安定的な製造等の確保を図ってまいります。

(ご参考)

防衛装備庁におきましては、防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化の施策をより多くの企業の方にご活用いただくため、全国を巡回し、説明会を順次開催する計画です。開催計画の詳細につきましては、防衛装備庁ホームページ（<https://www.mod.go.jp/atla/kimishikaoran/seminar.html>）をご確認ください。